



平成27年度

事務概要

埼玉県監査事務局

目 次

事務概要

監査委員、監査事務局の組織及び事務分掌	1
1 監査の種類	2
2 平成27年度の監査の概要	3
監査の種類・内容・実施課所数等・監査結果等	3
指摘、注意、意見の区分	4
3 平成27年度に公表又は提出した監査の結果等	5
(1) 定期監査	5
(2) 特定事務監査(テーマ監査)	10
(3) 財政的援助団体等監査	11
(4) 決算審査	12
(5) 健全化判断比率等審査	14
(6) 住民監査請求監査	16
資料編	
平成27年度に公表又は提出した監査の結果等	18
1 定期監査	18
(1) 実施課所数	18
(2) 監査の結果等	19
ア 平成27年度第1回	19
イ 平成27年度第2回	22
ウ 平成27年度第3回	24
エ 平成27年度第4回	28

2	財政的援助団体等監査	．．．．．	30
(1)	監査対象団体及び実施団体	．．．．．	30
3	住民監査請求	．．．．．	31
(1)	年度別処理状況(平成23年度以降分)	．．．．．	31
(2)	請求事案及び結果(平成23年度以降分)	．．．．．	31

監 査 委 員

平成27年度

氏 名	区 分	備 考
寺 山 昌 文	代 表 監 査 委 員 常 識 見 選 勤 出	公 認 会 計 士 H25.7.11～H29.7.10
荒 井 伸 夫	監 査 委 員 非 常 識 見 選 勤 出	公 認 会 計 士 H24.3.27～H28.3.26
宮 崎 栄 治 郎	監 査 委 員 非 常 識 員 選 勤 出	H27.5.26～H28.3.25
小 林 哲 也	監 査 委 員 非 常 識 員 選 勤 出	H27.5.26～H28.3.25

監査事務局の組織及び事務分掌

平成27年度



1 監査の種類

監査委員が実施する監査の種類は、地方自治法等に定められています。

監査の種類	根拠法律	監査の時期
1 定期監査	法第199条第1項、第4項	毎年度1回以上
2 行政監査	法第199条第2項	必要と認めるとき
3 随時監査	法第199条第5項	
4 財政的援助団体等監査	法第199条第7項	
5 請求・要求に基づく監査		
①直接請求に基づく監査	法第75条第3項	
②議会からの請求に基づく監査	法第98条第2項	
③知事からの要求に基づく監査	法第199条第6項	必要と認めるとき
④住民からの請求による監査	法第242条第4項、第5項	
⑤職員の賠償責任に関する監査	法第243条の2第3項	
6 決算審査	法第233条第2項 企業法第30条第2項	
7 健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項 同法第22条第1項	毎年度1回
8 基金運用状況審査	法第241条第5項	毎年度1回
9 現金出納検査	法第235条の2第1項	毎月
10 指定金融機関等の監査	法第235条の2第2項 企業法第27条の2第1項	必要と認めるとき

※1 法・・・地方自治法

2 企業法・・・地方公営企業法

3 健全化法・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律

2 平成27年度の監査の概要

平成27年度に実施した監査は、次のとおりです。

監査の種類	内 容	実施課所数等	監査結果等
定期監査	<p>財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が法令等に基づき、適正かつ効率的に実施されているか等について監査しました。</p> <p>最小で最強の県庁組織による適正な行財政運営を確保していくため、27年度は、「契約事務の適正化」と「財務事務における内部統制」を重点監査項目としました。</p>	575課所	指摘 2件 注意 12件
特定事務監査 (テーマ監査)	<p>本庁、地域機関、団体等を通じた課題や複数部局にまたがる課題に的を絞って実施しました。</p> <p>・補助金検査の手法等について</p>	6課 5団体	「助言・提案」 (事務執行の参考として執行部に要請)
財政的援助団体等監査	<p>資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の指定管理者及び県が補助金等の財政的援助を与えている団体に対し、その資金等が目的に沿って適切に使われているか等について監査しました。</p>	36団体 38箇所	指摘 なし 注意 1件
住民監査請求監査	<p>執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為等について、県民から監査を求められたものについて、監査しました。</p>	1件	一部却下一部 棄却2件 平成27年度から引継ぎ 却下1件
決算審査	<p>一般会計、特別会計及び公営企業会計決算について、決算書等及び関係諸帳簿・証拠書類等を照合審査しました。</p>	一般会計 13特別会計 5公営企業 会計	知事へ審査意見書を提出
健全化判断比率等審査	<p>健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を確認し、比率が正確に算定されているか審査しました。</p>	一般会計等 5公営企業 会計	同上
基金運用状況審査	<p>運用が条例の趣旨に沿って、適正かつ効率的に執行されているか審査しました。</p>	3基金	同上
現金出納検査	<p>県の現金出納の計数が合っているかどうかについて、県の保管する現金残高と関係帳票類を毎月照合して検査しました。</p>	一般会計 13特別会計 5公営企業 会計	検査結果を知事と議会へ毎月提出

○ 指摘、注意、意見の区分

監査の結果、不適正な事項が認められた場合、また、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、その処理を次のように区分しています。

区 分	適 用 基 準
指 摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善が必要と認められるもの
注 意	事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため、一層の改善、工夫が必要と認められるもの
意 見	次に該当する場合など、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められるもの 1 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの 2 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの

※ 指摘・注意は、地方自治法第199条第9項に基づく監査の結果に関する報告です。
 意見は、同条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出するものです。

なお、平成27年度に公表した監査結果の指摘、注意の内容は、次のように区分しています。

[分野別]

- 1 収入
- 2 支出
- 3 調達手続
- 4 契約内容
- 5 財産
- 6 業務運営
- 7 その他

[性質別]

- I 管理の不備
- II 運用の不備
- III 不注意
- IV 不経済
- V 非効率

3 平成27年度に公表又は提出した監査の結果等

(1) 定期監査

監査の結果に関する報告は、概ね年4回関係機関に提出するとともに公表しています。

平成27年度は、次のとおり平成27年度監査実施（第1回～第4回公表）分を提出及び公表しました。

区 分 (提出日・公表日)	対象機関	監査実施期間	監査結果
27年度 第1回公表 (提出日 27年 9月25日) (公表日 27年10月 9日)	189機関 (本庁各課)	27年 4月20日 ～ 8月 6日	指摘 1 注意 1 意見 なし
27年度 第2回公表 (提出日 27年12月 3日) (公表日 27年12月15日)	68機関 (地域機関)	27年 8月18日 ～ 10月30日	指摘 なし 注意 3 意見 なし
27年度 第3回公表 (提出日 28年 2月22日) (公表日 28年 3月 4日)	214機関 (地域機関)	27年11月 4日 ～ 12月28日	指摘 1 注意 6 意見 なし
27年度 第4回公表 (提出日 28年 6月 7日) (公表日 28年 6月17日)	104機関 (地域機関)	28年 1月 6日 ～ 2月 5日	指摘 なし 注意 2件 意見 なし

ア 監査結果区分別一覧

平成27年度に実施した監査結果の指摘、注意の内容は次のとおりです。

区 分		指 摘	注 意	計
野 別	収入		1	1
	支出		1	1
	調達手続	2	5	7
	契約内容		4	4
	財産		1	1
	業務運営			
	その他			
	計	2	12	14
性 質 別	管理の不備		3	3
	運用の不備	2	6	8
	不注意		3	3
	不経済			
	非効率			
	計	2	12	14

イ 事例

(ア) 指摘

調達手続（平成27年10月9日公表）
<ul style="list-style-type: none">産業廃棄物等の収集・運搬業務委託の一般競争入札について、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者としなかった。同業務委託を、入札又は見積合わせを行わず、1者随意契約した。 (保健医療政策課) <p>【(分野) 調達手続、(性質) 運用の不備】</p>

調達手続（平成28年3月4日公表）
<ul style="list-style-type: none">産業廃棄物の収集運搬業務委託で、書面による契約を締結する前に、産業廃棄物を引き渡し、処分を委託していた。2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1者のみの徴取で随意契約した。 (水産研究所) <p>【(分野) 調達手続、(性質) 運用の不備】</p>

(イ) 注意

支出（平成27年10月9日公表）
<ul style="list-style-type: none">会議室借上げに係る賃借料7件について、契約による支払期限内等に支払わなければならないところ、事務処理の放置や私費による支払の結果、当該期限からいずれも3か月から9か月支払が遅延した。外国において支払をする経費の資金前渡2件に係る前渡資金清算書を帰庁後5日までに作成しなければならないところ、それぞれ27日後及び43日後に作成し、また精算による残金を直ちに戻入しなければならないところ戻入せず、精算事務が遅延した。 (企業局総務課)

契約内容（平成27年12月15日公表）
<ul style="list-style-type: none">堆積土砂等搬出業務委託について、契約の履行を確認したにもかかわらず、1年8か月にわたり契約保証金を返還していなかった。 (吉見浄水場)

収入（平成27年12月15日公表）
<ul style="list-style-type: none">固定資産賃貸借契約に伴う賃借料及び管理費について、契約後、調定及び納入通知書の発行をしなければならないにもかかわらず、6か月以上、これを行わずに貸付料等を納入させていなかった。 (小児医療センター)

財産（平成27年12月15日公表）
<ul style="list-style-type: none">行政財産の使用許可に係る使用料について、条例改正に伴い使用料を見直し、変更許可をしなければならないにもかかわらず、これを行わなかった。 (中川下水道事務所)

調達手続（平成28年3月4日公表）

- ・ 訓練用の物品調達について、2回に分割して、同一業者1者のみの見積書により購入していた。
(消防学校)
- ・ 修繕について、予定価格を決定するため事前に参考の見積書を徴取し、それをそのまま見積合わせの見積書として使用し、契約業者を決定していた。
(草加保健所)
- ・ 一般廃棄物の収集・運搬業務委託契約について、2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1者のみの徴取で随意契約した。
(花と緑の振興センター)
- ・ 印刷の発注について、電子入札共同システムにより5者の相手方を指名したが、4者の辞退者が出たため、改めて2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、見積書を提出した1者と随意契約した。
(春日部工業高等学校)

契約内容（平成28年3月4日公表）

- ・ 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約について、契約書を作成した委託契約では検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかった。
(浦和北高等学校)
- ・ 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約2件について、契約書を作成した委託契約では検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかった。
(越谷警察署)

調達手続（平成28年6月17日公表）

- ・ 浄化槽維持管理業務委託の一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかった。
(熊谷特別支援学校)

契約内容（平成28年6月17日公表）

- ・ 自動ドア設備保守管理業務委託について、2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1者のみの徴取で随意契約をした。
(熊谷特別支援学校)

ウ 監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

監査実施	監査結果(件数)			26年度末 未措置(件数)	27年度 措置状況(件数)	備考
	指摘	注意	計			
27年度	2	12	14	—	12(指摘2、 注意10)	未措置2
26年度	2	17	19	5(指摘1、 注意4)	5(指摘1、 注意4)	全て措置済み
25年度	16	23	39	0	0	〃
24年度	28	37	65	0	0	〃

エ 主な事例

(ア) 指摘

対象機関	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
保健医療部 保健医療政策課	<p>平成26年度の産業廃棄物等の収集・運搬及び処理業務委託契約について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成26年度の「旧衛生研究所跡地に係る産業廃棄物等の収集・運搬業務委託」(10,825,920円)及び「旧衛生研究所深谷支所跡地に係る産業廃棄物等の収集・運搬業務委託」(1,998,000円)の一般競争入札について、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者としなかった。</p> <p>2 「旧衛生研究所跡地に係る産業廃棄物の処分業務委託」及び「旧衛生研究所深谷支所跡地に係る産業廃棄物の処分業務委託」を、入札又は見積合わせを行わず、一者随意契約した。 (平成27年10月9日・第2738号)</p>	<p>1 一般競争入札における落札者の決定方法について、課内研修を実施し、課員全員が再確認し周知徹底を図った。</p> <p>2 一者随意契約によることができる条件について、課内研修を実施し、課員全員が再確認し周知徹底を図った。 今回のような入札・契約を行う際は、担当ラインだけでなく、事前に総務担当にも相談して内容を確認し、合議をすることとし、課内におけるチェック体制を整えた。 また、入札課や出納総務課、産業廃棄物指導課等の実施する研修に積極的に参加して知識の向上・保持に努めていくとともに、入札・契約にあたっては、上記の関係各課と綿密に協議して法令や財務規則等に則った事務を行っていくことを課内に徹底した。 (平成27年12月15日・第2757号)</p>
農林部 水産研究所	<p>平成26年度の「産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約」(157,734円)について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 書面による契約を締結する前に、産業廃棄物を引き渡し、処分を委託していた。</p> <p>2 2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1者のみの徴取で随意契約した。 (平成28年3月4日・第2778号)</p>	<p>1 契約締結前に産業廃棄物を処分業者に引き渡すといった法令違反が生じないよう、産業廃棄物処理委託契約に係るチェックリストを作成し、複数職員による確認を徹底することとした。</p> <p>2 再発防止のため、所内会議を通じて監査結果を職員に周知するとともに、埼玉県財務規則等で契約事務における注意点について再確認し、適正な事務処理の徹底を図った。 (平成28年6月17日・第2807号)</p>

(イ) 注意

対象機関	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
教育局 誠和福祉 高等学校	平成 25 年度のデジタルカメラ等 (117,330 円)、ノートパソコン等 (112,350 円) の調達において、近接した期日に、同一業者に 3 回ないし 4 回に分割して、それぞれ購入していた。分割せずに購入していれば、金額合計が 10 万円を超えているにもかかわらず、その都度、同一業者 1 者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。 (平成 27 年 7 月 3 日・第 2710 号)	再発防止のため、随意契約の発注チェックシートを活用することにより、複数の職員による確認を行うなどチェック体制の強化を図った。 さらに、職員会議を通じて監査結果を全教職員に周知するとともに、計画的かつ効率的な予算執行について周知徹底した。 (平成27年10月9日・第2738号)
企業局 総務課	平成 26 年度の支出事務等について、次のとおり不適切な処理が行われていた。 1 会議室借上げに係る賃借料 7 件について、契約による支払期限内、又は「請求された日から 15 日以内」に支払わなければならないところ、事務処理の放置や私費による支払の結果、当該期限からいずれも 3 か月から 9 か月支払が遅延した。 2 外国において支払をする経費の資金前渡 2 件に係る前渡資金精算書を帰庁後 5 日までに作成しなければならないところ、それぞれ 27 日後及び 43 日後に作成し、また精算による残金を直ちに戻入しなければならないところ戻入せず、精算事務が遅延した。 (平成 27 年 10 月 9 日・第 2738 号)	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、それぞれ以下のとおり行った。 1 支払事務については、支払スケジュール表を作成し、例月予算の執行状況を確認するようにした。また、事務が遅延しないように支払事務集中タイムを導入した。 2 資金前渡については、精算完了までの進捗管理を確実にを行うためチェックシートを作成し、チェック機能を強化した。 (平成27年12月15日・第2757号)
病院局 小児医療 センター	平成 27 年 4 月に締結した固定資産賃貸借契約 (自動販売機設置のための建物貸付 2 件、合計年額 389,889 円) に伴う貸付料及び管理費について、契約後、調定及び納入通知書の発行をしなければならないにもかかわらず、6 か月以上、これを行わず貸付料等を納入させていなかったことは不適切であった。 (平成 27 年 12 月 15 日・第 2757 号)	監査結果を職員に周知するとともに、再発防止のため、管財担当が作成する固定資産使用許可台帳に調定日及び収納日の項目を新たに追加し、会計担当で日付の入力を行い、管財担当及び会計担当の各々で調定及び収納状況をチェックすることとした。 (平成28年3月4日・第2778号)
危機管理 防災部 消防学校	平成 26 年度の訓練用の物品調達について、フロアマット (94,500 円) と防水カラーマット (99,900 円) に分割して、同一業者 1 者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。 (平成 28 年 3 月 4 日・第 2778 号)	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、計画的な予算執行と適正な物品購入手続の徹底を目的に、新たに予算執行校内連絡会議を設置し、定期的開催することとした。 また、出納総務課作成の「随意契約の発注チェックシート」を活用し、複数の職員による確認を行うなど、チェック体制を強化した。 (平成28年6月17日・第2807号)

(2) 特定事務監査（テーマ監査）

テーマ「補助金検査の手法等について」

(ア) 監査の視点

補助金の検査について、次の各事項が効率的かつ効果的に行われているか。

- ・検査方法、検査体制に関する事項
- ・問題事例の把握、その対応に関する事項
- ・補助対象財産に関する事項

(イ) 委員監査の対象機関

6 課

(ウ) 委員監査実施日

平成28年1月14日

(エ) 助言・提案

県費補助事業は、貴重な税金が投入される。適正な事務手続により、事業目的を十分に達成し、効果を発揮させることが何より求められる。補助内容の不断の見直しと事務手続の適切なチェックが不可欠である。また、補助金を受ける補助団体も補助の目的や内容を十分理解して事業を展開することが重要である。

今回の監査結果を踏まえ留意すべき点は以下のとおりであり、引き続き改善に努める必要がある。

1 メリハリのある補助金検査

(1) 目的を設定した検査

周年の实地検査だけではなく、検査目的を設定したり問題発生頻度の高い分野を重点的に検査する考え方が必要

(2) 書面検査の工夫

实地検査を代替、補完する観点から補助金申請、実績報告時の受領会やヒアリングなどを拡充することが必要

2 補助金で取得した財産の实地確認

(1) 処分制限期間（耐用年数）の間に必ず实地で調査、確認

補助金で取得した財産はあらゆる機会をとらえ、实地に調査し確認することが必要

(2) 財産の処分制限期間の設定、財産処分手続の規程の整備

財産の処分制限期間等については、所管課の補助金交付要綱等の規程を整備することが必要

3 補助団体のガバナンスを高める検査

(1) 補助団体の関与、協力による実効性を高める検査

団体の意識改革、団体の育成の観点から自己点検、チェックリスト作成、補助対象財産の台帳整備などを促し、効率的で実効性のある検査を進める。

(2) 外部監査の検討

交付元の各課や交付先の各補助団体で、補助金の規模、内容に応じて必要がある場合、監査の部分委託、外部監査人の設定などを検討する。

(3) 財政的援助団体等監査

出資団体 11 団体、指定管理者 20 団体 22 施設及び補助金等交付団体 5 団体、計 38 箇所を監査しました。

ア 監査結果

(ア) 注意

(平成 28 年 6 月 17 日公表)
・用途が制限されている特定資産（退職給付引当資産）につき、あらかじめ要件を定めず目的外取崩しを行った。
・取崩しに当たり、会計規程で定める支出伺書の処理を行わず出金した。
・過年度に受け入れた賛助会費を前受金に計上したまま処理していなかった。
(公益財団法人 埼玉県生活衛生営業指導センター)

イ 監査結果に対する措置状況

監査実施	監 査 結 果 (件数)			26 年度末 未措置 (件数)	27 年度 措置状況(件数)	備 考
	指摘	注意	計			
27 年度	0	1	1	—	0	
26 年度	0	1	1	1(注意1)	1(注意1)	措置済み
25 年度	0	0	0	0	0	
24 年度	0	0	0	0	0	

(4) 決算審査

平成26年度の決算審査意見書の概要は次のとおりです。

ア 平成26年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計及び特別会計）

(ア) 審査の期間

平成27年8月12日～平成27年9月16日

(イ) 審査意見

- ・決算書及び関係書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。
- ・予算の執行等に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

(ウ) 留意又は改善を要する事項

① 県税の納税率向上

- ・納税率は4年連続で改善されたが、6年連続で全国最下位である。納税率の向上は、個人県民税の徴収対策にかかっている。給与からの特別徴収の徹底を推し進めるとともに、市町村との一層の連携に努められたい。

② 県債残高の適正管理

- ・特例債を含めた県債残高は、前年度より1,166億余円増加した。県財政の硬直化を招くことのないよう、将来負担を踏まえた県債の適正な残高管理に努める必要がある。

③ 県有資産マネジメントの推進

- ・今後30年間で一般施設、インフラ施設の維持更新費用は、単年度平均で現在の約2倍増となる見込である。ファシリティマネジメントを推進する庁内体制を構築するとともに、資産の利活用、更新、処分を長期的、戦略的に進める必要がある。
- ・資産のスリム化、施設の長寿命化を図る観点から、資産類型別計画や施設ごとの維持管理更新の計画を速やかに策定し、財政負担の軽減・平準化に努められたい。

④ 地方公会計制度の整備

- ・平成29年度には、28年度決算を対象に新しい地方公会計制度に基づく財務書類や固定資産台帳を作成する予定である。財務書類や固定資産台帳の整備を速やかに進め、予算編成や行政評価、資産管理などに積極的に活用されたい。
- ・発生主義や複式簿記の考え方を取り込み、コストやストックを意識した財政運営を進める必要がある。

イ 平成26年度公営企業会計決算（5会計）

（ア）審査の期間

平成27年8月12日～平成27年9月16日

（イ）審査意見

決算書及び同附属書類並びに関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

また、事業の運営及び予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

（ウ）留意又は改善を要する事項

【各会計共通】

平成26年度の地方公営企業会計基準の見直しにより、現行の民間企業会計原則の考え方が最大限取り入れられ、民間の会計基準に近いものとなった。

その中で減損会計の導入も図られ、固定資産について減損の兆候の有無の判断、減損損失の認識の判定・測定が求められることとなった。具体的には、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態その他将来の経済的便益が著しく減少した状態の場合、固定資産の含み損を解消するための会計上の処理を行うこととされ、また、減損の兆候が認められた場合、減損損失を認識した場合には、決算書類への記載、開示が義務付けられた。

各会計とも保有する固定資産は多額であり、減損の兆候の把握、減損損失の認識・測定を適切に行う必要がある。

【地域整備事業会計】

平成26年度地域整備事業会計決算において、「県内企業の海外展開支援事業」に係る経費が計上された。これは、県内企業の海外展開に係る水ビジネスセミナーの実施経費や、県内企業とともに行ったタイへの現地調査に係る費用を支出したものである。

地域整備事業は、地方公営企業法第2条第3項に基づき、条例で定めるところにより設置された事業であり、事業内容は設置条例に規定する範囲内で実施すべきである。

今後、新たな事業展開を図るにあたっては、地方公営企業法第3条に定める経営の基本原則に則るとともに、設置条例との整合性に疑義のないよう十分留意する必要がある。

【病院事業会計】

平成26年度病院事業会計は、会計全体の医業収益は過去最高となったが、経常損益は精神医療センターを除く3病院でマイナスである。平成27年度からの埼玉県立病院経営改善アクションプランによると経常損益は当面マイナスとなる見通しであるが、中長期の視点での経営が必要である。

また、患者数の推移をみると、外来患者数は最近5年間で横ばい若しくは減少傾向にあり、入院患者の病床利用率も精神医療センターを除く3病院で低下傾向にある。この状況を踏まえ、今後、安定的な病院運営に向け、外来患者数の増加や病床利用率の向上などに努める必要がある。

(5) 健全化判断比率等審査

平成26年度決算に基づく健全化判断比率等について審査した結果の概要は次のとおりです。

ア 健全化判断比率

(ア) 審査の期間

平成27年8月12日～平成27年9月16日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

健全化判断比率	平成26年度	平成25年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	黒字	黒字	3.75%未満
②連結実質赤字比率	黒字	黒字	8.75%未満
③実質公債費比率	12.3%	12.7%	25%未満
④将来負担比率	203.5%	213.0%	400%未満

・実質公債費比率の全国平均は、13.1%（埼玉県は比率が低い順で全国11位）

・将来負担比率の全国平均は、187.0%（埼玉県は比率が低い順で全国29位）

(ウ) 審査意見

いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率、将来負担比率は昨年度と比較すると低下している。引き続き、健全な財政運営に努められたい。

【参考】

○ 健全化判断比率

・実質赤字比率

一般会計等に生じている赤字額の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

・連結実質赤字比率

全会計（下水道など公営企業も含む）に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

・実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

・将来負担比率

借入金（地方債）や県が将来支払う可能性のある負債の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

イ 資金不足比率

(ア) 審査の期間

平成27年8月12日～平成27年9月16日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

審査対象の会計	平成26年度	平成25年度
病院事業会計	資金不足なし	資金不足なし
工業用水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし
水道用水供給事業会計	資金不足なし	資金不足なし
地域整備事業会計	資金不足なし	資金不足なし
流域下水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし

(ウ) 審査意見

いずれの会計についても資金余剰となっているが、今後も資金不足が生じないよう、健全経営に努められたい。

【参考】

○ 資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に占める割合

※ 資金不足額：一般会計等の実質赤字に相当し、公営企業会計ごとに算定した額
事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

(6) 住民監査請求監査

平成 2 7 年度に監査結果を公表した住民監査請求は、次の 3 件です。

ア 平成 2 3 年度から平成 2 5 年度の県政調査費及び政務活動費に関する件

受付日 平成 27 年 3 月 5 日 結果通知日 平成 27 年 4 月 24 日 (一部却下一部棄却)

請求の要旨

知事が民主党・無所属の会に交付した平成 2 3 年度から平成 2 5 年度の県政調査費及び政務活動費について、条例等の定めを逸脱し、違法・不適切な支出があるので当該金額の返還をさせるための必要な措置をとることを請求する。

監査結果の概要

平成 2 3 年度及び平成 2 4 年度の県政調査費の支出については、財務会計上の行為があった日又は終わった日から一年を経過していることは明らかであり、請求の対象とすることができない。また、一年を経過した正当な理由があると認められない。よって、これらに係る請求は、住民監査請求として不適法であるので、これを却下する。

平成 2 5 年度の政務活動費の支出に係る請求事項について、政務活動費を充てることができる経費の範囲を明らかに逸脱するものは認められない。よって、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

イ 平成 2 4 年度及び平成 2 5 年度の県政調査費及び政務活動費に関する件

受付日 平成 27 年 3 月 6 日 結果通知日 平成 27 年 4 月 24 日 (一部却下一部棄却)

請求の要旨

知事が埼玉県議会自由民主党議員団に交付した平成 2 4 年度から平成 2 5 年度の県政調査費及び政務活動費のうち平成 2 5 年度に行われたアメリカ視察に係る支出は、会計年度独立の原則に違反しているため、知事が当該金額の返還を要求するよう監査委員の勧告を求める。

監査結果の概要

平成 2 4 年度の県政調査費の支出については、財務会計上の行為があった日又は終わった日から一年を経過していることは明らかであり、請求の対象とすることができない。また、一年を経過した正当な理由があると認められない。よって、これに係る請求は、住民監査請求として不適法であるので、これを却下する。

会計年度独立の原則は会派には当然には適用されるものでないことは裁判例からも明らかであり、平成 2 5 年度の政務活動費の支出に係る請求事項について、政務活動費を充てることができる経費の範囲を明らかに逸脱するものは認められない。よって、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

ウ 県道における車止めの撤去に関する件

受付日 平成 27 年 6 月 29 日 結果通知日 平成 27 年 7 月 16 日 (却下)

請求の要旨

県道(市道の進入路)に設置されている車両通行止め杭により、県道の渋滞が増幅され車の通過が特定の市道に集中し、緊急搬送や災害時の避難行動の障害となるなど

の弊害が生じている。これは県道及び市道の機能を阻害し、一部地域を利することにより公益を損なうものである。埼玉県が当該杭の設置を認めていることは、公道の管理が公共の福祉を増進するものであることに逆行しているので、撤去を請求する。

却下した理由

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、当該地方公共団体の執行機関又は職員等による違法・不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分等の財務上の行為とされている。

ところで、請求人は、「車両通行止め杭の設置」について、公共の福祉を増進するものである「公道の管理」に照らし、弊害があり機能を阻害し公益を損なっているので撤去することを主張しているものと解される。

当該車止めは、周辺道路通行の安全対策として警察との協議を踏まえて、平成6年5月11日に県が設置し同年5月18日に供用が開始されたものである。

当該車止めの設置は、安全かつ円滑な道路交通の確保を目的とした道路管理行政上の行為、一般行政上の非財務的行為である。つまり、当該車止めの設置は、道路自体の財産的価値・評価を直接変動させる、財務的処理を目的とした行為ではないことは明らかであり、住民監査請求の対象となる財産の管理に係る行為に該当しない。

以上のとおり、当該車止めの撤去を求める本件請求は法第242条第1項に定める住民監査請求として不適法であるので、これを却下する。

《資 料 編》

平成 2 7 年度に公表又は提出した監査の結果等

1 定期監査

(1) 定期監査年度別実施課所数

年 度	監 査 課 所 (機 関)			実地監査 実施率(%)
	総 数	左 の 内 訳		
		委員による実地監査	委員による書面監査	
平成 2 3 年度	5 8 2	2 8 7	2 9 5	4 9
平成 2 4 年度	5 8 3	2 8 1	3 0 2	4 8
平成 2 5 年度	5 7 9	2 8 9	2 9 0	5 0
平成 2 6 年度	5 7 7	2 9 3	2 8 4	5 1
平成 2 7 年度	5 7 5	2 6 7	3 0 8	4 6

(2) 監査の結果等

ア 平成27年度第1回提出(平成27年 9月25日)

公表(平成27年10月 9日)

(ア) 監査の対象機関 189機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報システム課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エコタウン課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、高齢福祉課、地域包括ケア課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、勤労者福祉課、就業支援課、ウーマノミクス課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課、小児医療センター建設課
下水道局	下水道管理課
行政委員会等の事務局	議会事務局(秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室)、監査事務局(監査第一課、監査第二課)、人事委員会事務局(総務給与課、任用審

	査課)、労働委員会事務局(審査調整課)、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、魅力ある高校づくり課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、教職員採用課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全企画課、子ども女性安全対策課、少年課、少年捜査課、保安課、生活経済課、サイバー犯罪対策課、地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(イ) 監査実施日

平成27年4月20日～平成27年8月6日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
保健医療部	保健医療政策課	<p>平成26年度の産業廃棄物等の収集・運搬及び処理業務委託契約について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成26年度の「旧衛生研究所跡地に係る産業廃棄物等の収集・運搬業務委託」(10,825,920円)及び「旧衛生研究所深谷支所跡地に係る産業廃棄物等の収集・運搬業務委託」(1,998,000円)の一般競争入札について、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者としなかった。</p> <p>2 「旧衛生研究所跡地に係る産業廃棄物の処分業務委託」及び「旧衛生研究所深谷支所跡地に係る産業廃棄物の処分業務委託」を、入札又は見積合わせを行わず、一者随意契約した。</p>

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企業局	総務課	<p>平成 26 年度の支出事務等について、次のとおり不適切な処理が行われていた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会議室借上げに係る賃借料 7 件について、契約による支払期限内、又は「請求された日から 15 日以内」に支払わなければならないところ、事務処理の放置や私費による支払の結果、当該期限からいずれも 3 か月から 9 か月支払が遅延した。 2 外国において支払をする経費の資金前渡 2 件に係る前渡資金精算書を帰庁後 5 日までに作成しなければならないところ、それぞれ 27 日後及び 43 日後に作成し、また精算による残金を直ちに戻入しなければならないところ戻入せず、精算事務が遅延した。

イ 平成27年度第2回提出（平成27年12月 3日）

公表（平成27年12月15日）

(ア) 監査の対象機関 68機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	南西部地域振興センター、西部地域振興センター
総務部	さいたま県税事務所、本庄県税事務所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所
環境部	西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	北部福祉事務所、秩父福祉事務所、精神保健福祉センター、熊谷児童相談所
保健医療部	朝霞保健所、狭山保健所、衛生研究所
産業労働部	産業技術総合センター、中央高等技術専門学校
農林部	本庄農林振興センター、春日部農林振興センター、中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、秩父高原牧場
県土整備部	朝霞県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合治水事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、川越建築安全センター、越谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、大久保浄水場、庄和浄水場、吉見浄水場、水道整備事務所
病院局	がんセンター、小児医療センター、精神医療センター
下水道局	中川下水道事務所
教育局	西部教育事務所、熊谷図書館、嵐山史跡の博物館、自然の博物館、加須げんきプラザ、大宮工業高等学校、杉戸高等学校、所沢北高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、新座総合技術高等学校、鳩山高等学校、飯能南高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、不動岡高等学校、与野高等学校、岩槻特別支援学校、越谷特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園
警察本部	小川警察署、児玉警察署、深谷警察署、春日部警察署

(イ) 監査実施日

平成27年8月18日～平成27年10月30日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

該当なし

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企業局	吉見浄水場	平成 25 年度の「25 吉委第 10-2 号取水口堆積土砂等搬出業務委託」(1 回あたり単価 630,000 円)について、契約の履行を確認したにもかかわらず、1 年 8 か月にわたり契約保証金 (37,800 円) を返還していなかったことは不適切であった。
病院局	小児医療センター	平成 27 年 4 月に締結した固定資産賃貸借契約 (自動販売機設置のための建物貸付 2 件、合計年額 389,889 円) に伴う貸付料及び管理費について、契約後、調定及び納入通知書の発行をしなければならないにもかかわらず、6 か月以上、これを行わず貸付料等を納入させていなかったことは不適切であった。
下水道局	中川下水道事務所	行政財産の使用許可に係る使用料について、埼玉県道路占用料徴収条例改正に伴い使用料を見直し、変更許可をしなければならないにもかかわらず、これを行わなかったことは不適切であった。

ウ 平成27年度第3回提出(平成28年 2月22日)

公表(平成28年 3月 4日)

(ア) 監査の対象機関 214機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、川口県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、秩父県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	消防学校
環境部	中央環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所
福祉部	東部中央福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、中央児童相談所、南児童相談所、川越児童相談所、越谷児童相談所、越谷児童相談所草加支所、埼玉学園
保健医療部	春日部保健所、草加保健所、鴻巣保健所、加須保健所、幸手保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	計量検定所、川口高等技術専門校、川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門秩父分校、春日部高等技術専門校、職業能力開発センター
農林部	さいたま農林振興センター、秩父農林振興センター、加須農林振興センター、病虫害防除所、農業大学校、水産研究所、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、飯能県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所
都市整備部	大宮公園事務所、熊谷建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	行田浄水場、新三郷浄水場、水質管理センター
病院局	循環器・呼吸器病センター
教育局	南部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、

	<p>近代美術館、大滝げんきプラザ、伊奈学園中学校、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和工業高等学校、大宮中央高等学校、小鹿野高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、熊谷西高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、坂戸西高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、滑川総合高等学校、新座高等学校、新座柳瀬高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩ヶ谷高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、飯能高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、本庄高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、妻沼高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、蕨高等学校、上尾かしの木特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、春日部特別支援学校、川口特別支援学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、越谷西特別支援学校、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校</p>
警察本部	<p>警察学校、浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、川口警察署、武南警察署、朝霞警察署、新座警察署、草加警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、東松山警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、寄居警察署、行田警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、越谷警察署、杉戸警察署、吉川警察署</p>

(イ) 監査実施日

平成27年11月4日～平成27年12月28日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
農林部	水産研究所	平成26年度の「産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約」(157,734円)について、次の点で不適切であった。 1 書面による契約を締結する前に、産業廃棄物を引き渡し、処分を委託していた。 2 2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1者のみの徴取で随意契約した。

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
危機管理防災部	消防学校	平成26年度の訓練用の物品調達について、フロアマット(94,500円)と防水カラーマット(99,900円)に分割して、同一業者1者のみから見積書により購入していたことは不適切であった。
保健医療部	草加保健所	平成26年度に締結した「視覚障害者誘導用ブロック布設替修繕」(502,200円)について、予定価格を決定するため事前に参考の見積書を徴取し、それをそのまま見積合わせの見積書として使用し、契約業者を決定していたのは、不適切であった。
農林部	花と緑の振興センター	平成26年度の「一般廃棄物の収集・運搬に関する業務委託契約」(116,640円)について、2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1者のみの徴取で随意契約したことは不適切であった。
教育局	浦和北高等学校	平成26年度の「産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約」(91,368円)について、契約書を作成した委託契約では検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかったのは不適切であった。
教育局	春日部工業高等学校	平成26年度の「卒業証書の印刷」(110,700円)について、電子入札共同システムを利用するに当たり、5者の相手方を指名したが、4者の辞退者が出たため、改めて2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、見積書を提出した1者と随意契約したことは不適切であった。

警察本部	越谷警察署	平成 26 年度の「産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約」2 件（75,470 円、40,500 円）について、契約書を作成した委託契約では検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。
------	-------	--

エ 平成27年度第4回提出(平成28年 6月 7日)

公表(平成28年 6月17日)

(ア) 監査の対象機関 104機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	川越比企地域振興センター
総務部	所沢県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所
県民生活部	婦人相談センター
危機管理防 災部	防災航空センター
環境部	東松山環境管理事務所
福祉部	西部福祉事務所、所沢児童相談所
保健医療部	川口保健所、東松山保健所、坂戸保健所、高等看護学院
産業労働部	産業技術総合センター北部研究所
農林部	川越農林振興センター、東松山農林振興センター、大里農林振興センター、農業技術研究センター、熊谷家畜保健衛生所、茶業研究所、寄居林業事務所
県土整備部	川越県土整備事務所、本庄県土整備事務所、行田県土整備事務所、杉戸県土整備事務所
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所
教育局	総合教育センター江南支所、久喜図書館、文書館、人間向陽高等学校、浦和商业高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮光陵高等学校、大宮商業高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、小川高等学校、越生高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、坂戸高等学校、幸手桜高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢高等学校、所沢商業高等学校、戸田翔陽高等学校、豊岡高等学校、南稜高等学校、日高高等学校、松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、宮代高等学校、鷲宮高等学校、上尾特別支援学校、浦和特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、川島ひばりが丘特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校坂戸ろう学園、

	狭山特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、毛呂山特別支援学校
警察本部	蕨警察署、川越警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、西入間警察署、飯能警察署、熊谷警察署、久喜警察署、幸手警察署

(イ) 監査実施日

平成28年1月6日～平成28年2月5日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

該当なし

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	熊谷特別支援学校	平成26年度の「浄化槽維持管理業務委託」(532,872円)の一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは、不適切であった。
教育局	熊谷特別支援学校	平成26年度の「自動ドア設備保守管理業務委託」(101,520円)について、2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1者のみの徴取で随意契約をしたことは、不適切であった。

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体及び実施団体

県が資本金等の4分の1以上を出資している法人（出資団体）公の施設の管理を委託している団体（指定管理者）及び補助金・交付金等の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）に対し、次の視点で監査している。

- ・ 出資目的に沿って事業が運営されているか
- ・ 公の施設が適切に管理運営されているか
- ・ 補助事業等が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。

なお、27年度の補助団体監査においては、テーマ監査（補助金検査の手法等について）との連携により、監査対象団体を選定し、補助金検査の受検状況、補助対象財産の管理使用状況等についても監査した。

監査実施団体	平成27年度
出資団体	11
補助金等交付団体	5
指定管理者 (施設数)	20 (22施設)
監査実施団体 計	36 (重複を除く実数は33)
監査実施箇所 計	38

ア 監査結果

(ア) 注意

(平成28年6月17日公表)
・ 使途が制限されている特定資産（退職給付引当資産）につき、あらかじめ要件を定めず目的外取崩しを行った。
・ 取崩しに当たり、会計規程で定める支出伺書の処理を行わず出金した。
・ 過年度に受け入れた賛助会費を前受金に計上したまま処理していなかった。
(公益財団法人 埼玉県生活衛生営業指導センター)

3 住民監査請求

県内に住所を有する住民は、県の執行機関、知事又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる（地方自治法第242条）。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為の予防、是正を図ることを目的としている。

(1) 年度別処理状況（平成23年度以降分）

[年度は受付年月日により整理]

年 度	請求件数	結 果			取り下げ	備 考
		勸 告	棄 却	却 下		
平成23年度	6	-	(*1) 6	-	-	(*1)一部却下2
平成24年度	2	-	1	1	-	
平成25年度	1	-	1	-	-	
平成26年度	3	-	(*2) 3	-	-	(*2)一部却下3
平成27年度	1	-	-	1	-	

(2) 請求事案及び結果（平成23年度以降分）

受付年月日	件 名	結 果	備 考
23. 4. 4	平成21年度県政調査費に関する件	23.5.27 棄却 (一部却下)	
23. 5.19	旧浦和青年の家跡地における再生砕石撤去工事に関する件	23.7.12 棄却	
23. 6. 7	旧浦和青年の家跡地における仮設撤去復旧工事に関する件	23.8. 2 棄却	
23.11.25	日赤埼玉県支部跡地売却に関する件	24.1.24 棄却 (一部却下)	
23.11.28	平成22年度県政調査費に係る支出の件	24.1.24 棄却	
24. 1.30	国道254号バイパス（志木市地内のモデル工事）に関する件	24.3.21 棄却	
24. 6. 5	準学校法人川越専門学校への私立学校運営費補助金に関する件	24.6.18 却下	

24. 6. 5	NPO法人ほっとポットへのホームレス自立支援団体活動費補助金に関する件	24.7.31 棄却	
25. 9.25	平和資料館リニューアル工事の入札に関する件	25.11.19 棄却	
27. 1.26	平成23年度から平成25年度の県政調査費及び政務活動費に関する件	27.3.24 棄却 (一部却下)	
27. 3. 5	平成23年度から平成25年度の県政調査費及び政務活動費に関する件	27.4.24 棄却 (一部却下)	
27. 3. 6	平成24年度及び平成25年度の県政調査費及び政務活動費に関する件	27.4.24 棄却 (一部却下)	
27. 6.29	県道における車止めの撤去に関する件	27.7.16 却下	

平成27年度
事務概要
平成28年6月

編集・発行 埼玉県監査事務局

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048-830-6513

FAX 048-830-4940

E-mail a6513@pref.saitama.lg.jp